



2026年7月17日

各 位

会 社 名 株式会社京都きもの友禅ホールディングス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 浅 香 竜 也
(コード番号 7615 東証スタンダード)
問 合 せ 先 経 営 管 理 部 長 渡 部 真 由
(TEL. 03-3639-9191)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026年8月14日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 40,600株
(3) 処 分 価 額	1株につき99円
(4) 処 分 総 額	4,019,400円
(5) 処分先及びその人数 並びに処分株式の数	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く） 2名 40,600株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2020年6月24日開催の第49期定時株主総会において、当社の監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対する中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的とした報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入し、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額15百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、2025年6月25日開催の第54期定時株主総会において、譲渡制限付株式の譲渡制限期間を、割当を受けた日より対象取締役が当社又は当社の子会社の取締役等のいずれの地位からも退任する日までの期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

また、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は、年60,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成

立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)とします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約(以下、「本割当契約」といいます。)を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役は、一定期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下、「本割当株式」といいます。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が本割当株式を無償で取得すること等が含まれます。

今回は、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、当社の企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲を一層高め、株主の皆様との価値共有を可能な限り長期にわたり実現する観点から、金銭報酬債権合計4,019,400円(以下「本金銭報酬債権」といいます。)、普通株式計40,600株を付与することといたしました。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役2名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象取締役との間で締結される本割当契約の概要は、下記3.のとおりです。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2026年8月14日から当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位(以下「取締役等」という。)のいずれの地位をも退任又は退職する日までの期間

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役等のいずれかの地位にあることを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点その他契約書に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。但し、退任又は退職について正当な事由がある場合には、譲渡制限を解除する株式の数及び時期について必要に応じて合理的に調整する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、組織再編等効力発生日の前営業日

の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第56期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給される金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年7月16日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値である99円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上